

保 安 規 程 (案)

第1章 総則

(目的)

第1条 「うるま市役所 本庁舎」

(以下「当事業場」という。) における電気工作物の工事、維持および運用の保安を確保するため、電気事業法(以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

(保安業務の委託)

第2条 当事業場の電気工作物の工事、維持および運用に関する保安業務のうち、○○株式会社 管理技術者「○○ ○○」(以下「管理技術者」という。)の行う業務については当事業者間の契約によって定めるものとする。

(法令および規程の遵守)

第3条 当事業場の設置者および従業者は、電気関係法令およびこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正または前条に定める細則の制定または改正にあたっては、管理技術者と協議の上立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務の管理)

第6条 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安業務の執行は「うるま市長 中村 正人」が総括管理するものとする。

2. 保安業務については電気技術者と連絡し、ならびに常時電気工作物の取り扱いを担当する者(以下「連絡責任者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。

連絡責任者「都市建設部施設保全課庁舎管理係長」

(設置者の義務)

第7条 当事業場の電気工作物に係る重要な事項を計画し、または実施するにあたっては、管理技術者の意見を求めてこれを尊重するものとする。

2. 管理技術者が電気工作物に係る保安に関して行う意見を尊重するものとする。
3. 法令に基づいて行う所管官庁に提出書類の内容が電気工作物に係る保安に關係のある場合には、管理技術者と協議の上立案し決定するものとする。
4. 那覇産業保安監督事務所が電気関係法令に基づいて行う検査には、管理技術者を立ち会わせるものとする。

(従業者の義務)

第8条 電気工作物の保安に係る従業者は管理技術者がその保安のために指導を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第9条 管理技術者の意見を尊重して電気工作物の保安に係る従業者に対し、事業場の実態に即した必要な知識および技能の教育を行うものとする。

(保安に関する訓練)

第10条 管理技術者の意見を尊重して電気工作物の保安に係る従業者に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について、必要に応じて実地訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画および実施

(工事計画)

第11条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替えおよび廃止をいう。）の工事計画を立案するにあたっては、保安に関し、管理技術者の意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第12条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、管理技術者の監督をうけてこれを施工するものとする。

2. 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には常に責任の所在を明確にし、完成した場合には管理技術者の検査を受け保安上支障ないことを確認して引取るものとする。

第5章 保安

(巡視、点検、試験、測定)

第13条 電気工作物の維持、および運用に関する保安のための巡視、点検、試験および測定は別に定める基準にしたがい計画的に行うものとする。

2. 前項の年度実施計画を作成するにあたっては管理技術者と協議の上作成し、これを的確に実施するものとする。
3. 巡視、点検、試験、測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理、改造、移設し又はその使用を一時的に停止し、もしくは制限するものとする。

(事故の再発防止)

第14条 事故その他異常が発生し又は発生するおそれがある場合には連絡責任者は直ちに管理技術者と連絡をとり必要に応じ管理技術者の精密検査を受け、原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第6章 運転または操作

(運転又は操作等)

第15条 管理技術者と協議の上、平常時および事故その他異常時における遮断器、開閉器その他の機器の操作の順序、方法について定めておくものとする。

2. 前項の操作の順序、方法については、需要設備および発電所その他必要な機器の設置場所において、見やすい場所に掲示しておくものとする。
3. 連絡責任者または従業者は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い、管理技術者その他の関係先に迅速に報告、もしくは連絡し、またはその指導を受け適切な応急措置をとるものとする。
4. 前項の報告または連絡すべき事項ならびに連路は、需要設備および変電所その他見やすい場所に掲示しておくものとする。
5. 受電用遮断器の操作にあたっては、必要に応じて沖縄電力株式会社と連絡して行うものとする。
6. 系統連系に係る電気工作物の運転、保守、運用にあたっては、沖縄電力株式会社と協調を図るとともに緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。

(発電所の長期運転停止の保全等)

第15条の2 発電所の運転を長期間停止する場合又は再開する場合は、機器の点検手入れ等必要な措置を講ずるものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第16条 災害その他非常の場合に備えて、電気工作物の保安を確保するために、管理技術者と協議の上、適切な措置をとることができる体制を定めるものとする。

第17条 連絡責任者は災害その他非常の場合において、迅速に管理技術者に連絡し、その指導、助言を受けるものとする。

2. 連絡責任者は災害その他非常の場合において、緊急に電源を停止する必要があると判断したときは、直ちに電源を停止することが出来るものとする。
3. 災害時の系統連系は、沖縄電力株式会社と十分連絡をとり、保安が確保されない場合は、行わないものとする。

第8章 記録

(記録)

第18条 電気工作物の工事、維持、および運用に関する次の(1)、(2)の記録については別に定めるところにより記録し、これを3年間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検、試験、測定記録
- (2) 電気事故記録
2. 主要電気機器の補修記録は別に定める設備台帳および補修記録により記録し必要期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第19条 沖縄電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は構内第一柱に設置した気中開閉器の電源側端子とする。

(需要設備および発電所の構内)

第20条 需要設備および発電所の構内は別図のとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の表示)

第21条 需要設備および発電所その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、

危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第22条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図、書類等の整備)

第23条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第24条 関係官庁、電力会社等に提出した書類および図面、その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附 則

この規程は令和8年4月1日から施行する。